

## 平成二十一年法律第九十八号

## 新型コロナウイルスエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法

## 目次

## 第一章 総則(第一条・第二条)

## 第二章 新型コロナウイルスエンザ予防接種による健康被害の救済措置(第三条―第十条)

## 附則

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、厚生労働大臣が行う新型コロナウイルスエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別の措置を講ずることにより、新型コロナウイルスエンザ予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「新型コロナウイルス」とは、インフルエンザであつて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)第六条第七項第一号に掲げる新型コロナウイルスエンザに該当するものとして感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)第一条の規定による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣が平成二十一年四月二十八日にその発生に係る情報を公表したものをいう。

2 この法律において「新型コロナウイルスワクチン」とは、新型コロナウイルスに係るワクチンをいう。

3 この法律において「新型コロナウイルス予防接種」とは、新型コロナウイルスに対して免疫の効果を得させるため、新型コロナウイルスワクチンを、人体に注射し、又は接種することをいう。

第二章 新型コロナウイルスエンザ予防接種による健康被害の救済措置  
(新型コロナウイルスエンザ予防接種による健康被害の救済のための給付)

第三条 厚生労働大臣は、自らが行う新型コロナウイルスエンザ予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該新型コロナウイルスエンザ予防接種を受けたことによるものであると認定したときは、次条及び第五条に定めるところにより、給付を行う。

2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならぬ。

## (給付の範囲)

第四条 前条第一項の規定による給付(以下この章において「給付」という。)は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

- 一 医療費及び医療手当 新型コロナウイルスエンザ予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者
- 二 障害児養育年金 新型コロナウイルスエンザ予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者
- 三 障害年金 新型コロナウイルスエンザ予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者
- 四 遺族年金又は遺族一時金 新型コロナウイルスエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族
- 五 葬祭料 新型コロナウイルスエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

## (政令への委任)

第五条 前条に定めるもののほか、給付の額、支給方法その他給付に関して必要な事項は、政令で定める。

## (損害賠償との調整)

第六条 厚生労働大臣は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことができる。

2 厚生労働大臣は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。

## (不正利得の徴収)

第七条 厚生労働大臣は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

## (受給権の保護)

第八条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

## (公課の禁止)

第九条 租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

## (保健福祉事業の推進)

第十条 国は、第四条第一号から第三号までに掲げる給付の支給に係る者であつて居室において介護を受けるものの医療、介護等に関し、その家庭からの相談に応ずる事業その他の保健福祉事業の推進を図るものとする。

## 附則抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行前に新型コロナウイルス感染症予防接種を受けた者についての適用等)

第二条 第二章の規定は、次条に規定する場合を除き、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に厚生労働大臣が行った新型コロナウイルス感染症予防接種を受けた者についても適用する。

2 前項の場合において、同項に規定する者に係る当該新型コロナウイルス感染症予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡については、この法律の施行の際現に独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対してされている副作用救済給付(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)第十五条第一項第一号イに規定する副作用救済給付をいう。以下同じ。)又は感染救済給付(同条第一項第二号イに規定する感染救済給付をいう。以下同じ。)の請求は、厚生労働大臣に対してされた第三条第一項の規定による給付の請求とみなす。

3 第一項の場合において、同項に規定する者に係る当該新型コロナウイルス感染症予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡については、施行日前に副作用救済給付又は感染救済給付を支給しない旨の決定がされている場合における当該新型コロナウイルス感染症予防接種を受けた者については、同項中「受けたことによるもの」とあるのは、「受けたことによるもの(薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)第五条の規定による改正前の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第四条第六項に規定する医薬品の副作用又は同条第九項に規定する生物由来製剤を介した感染等による疾病、障害又は死亡に該当するものを除く。)」とする。

第三条 施行日前に厚生労働大臣が行った新型コロナウイルス感染症予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡については、施行日前に副作用救済給付又は感染救済給付を支給する旨の決定がされている場合における当該新型コロナウイルス感染症予防接種を受けた者については、第三条第一項の規定は、適用しない。

(検討)

第六条 政府は、厚生労働大臣が行う新型コロナウイルス感染症予防接種の実施状況、新型コロナウイルス感染症予防接種の有効性及び安全性に関する調査研究の結果等を勘案し、将来発生が見込まれる新型コロナウイルス感染症等感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)に係る予防接種の在り方、当該予防接種に係る健康被害の救済措置の在り方等について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十三年七月二日法律第八十五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中予防接種法第六条に二項を加える改正規定、同法第七条の改正規定、同法の次に一条を加える改正規定並びに同法第八条、第九条、第二十二條第二項、第二十四條及び第二十五條の改正規定、第二条中新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第五条第二項を削る改正規定及び同法附則第二条第二項の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に締結された第二条の規定による改正前の新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第十一条の規定による契約については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十五年一月二七日法律第八十四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四條、第六十六條及び第二百二條の規定は、公布の日から施行する。

(処分等の効力)

第一百條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の規定によつてしたものとみなす。

(政令への委任)

第二百二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十五年二月二三日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附則 (令和四年二月九日法律第九十六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第四条中地域保健法第六条の改正規定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の五、第七条、第七条の二、第二十七條の二及び第三十條の四第十項の改正規定、第九條及び第十二條の規定並びに第十七條中高齢者の医療の確保に関する法律第二百一十一條第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四

条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法の規定（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、別表第四の三の項及び別表第五第六号の三の改正規定並びに附則第三十六条から第三十八条まで及び第四十二条の規定（政令への委任）の公布の日

**第四十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。